不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請等） **第三十二条**　法第二十二条第一項若しくは第三項の規定により国土交通大臣の登録を受けようとする者又は法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣に変更の登録を申請しようとする者は関係書類正本一通及び副本二通を、法第二十九条の規定により国土交通大臣に届出をしようとする者は届出書一通を提出しなければならない。 2　法第二十八条の規定により国土交通大臣に書類を提出しようとする者は、正本一通及び副本二通を提出しなければならない。 3　法第二十二条第一項若しくは第三項の規定により都道府県知事の登録を受けようとする者、法第二十七条第一項の規定により都道府県知事に変更の登録を申請しようとする者、法第二十八条の規定により都道府県知事に書類を提出しようとする者又は法第二十九条の規定により都道府県知事に届出をしようとする者の提出すべき書類の部数は、都道府県知事の定めるところによる。 （登録に関する通知等） **第三十四条**　（略） 2　（略） 3　前二項の規定は、法第二十七条第三項において準用する法第二十四条又は第二十五条の規定により変更の登録をし、又はこれを拒否した場合に準用する。 （権限の委任） **第四十二条**　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、不動産鑑定業者又は法第二十二条第一項の登録を受けようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第八号、第十一号及び第十三号から第十五号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。 一　（略） 二　法第二十四条（法第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により登録すること。 三　法第二十五条（法第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により登録を拒否すること。 四　法第二十六条第二項の規定により都道府県知事に通知すること。 五・六　（略） 七　法第二十九条の規定による届出を受理すること。 八　（略） 九　法第三十一条第一項の規定により公衆の閲覧に供すること。 十～十八　（略） 2　（略）	（登録の申請等） **第三十二条**　法第二十二条第一項若しくは第三項の規定により国土交通大臣の登録を受けようとする者又は法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣に変更の登録を申請しようとする者は関係書類正本一通、副本二通及び事務所のある都道府県の数と同一の部数の写しを、法第二十九条第一項の規定により国土交通大臣に届出をしようとする者は届出書一通を提出しなければならない。 2　法第二十八条の規定により国土交通大臣に書類を提出しようとする者は、正本一通、副本二通及び事務所のある都道府県の数と同一の部数の写しを提出しなければならない。 3　法第二十二条第一項若しくは第三項の規定により都道府県知事の登録を受けようとする者、法第二十七条第一項の規定により都道府県知事に変更の登録を申請しようとする者、法第二十八条の規定により都道府県知事に書類を提出しようとする者又は法第二十九条第一項の規定により都道府県知事に届出をしようとする者の提出すべき書類の部数は、都道府県知事の定めるところによる。 （登録に関する通知等） **第三十四条**　（略） 2　（略） 3　前二項の規定は、法第二十七条第四項において準用する法第二十四条又は第二十五条の規定により変更の登録をし、又はこれを拒否した場合に準用する。 （権限の委任） **第四十二条**　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、不動産鑑定業者又は法第二十二条第一項の登録を受けようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第八号、第十一号及び第十三号から第十五号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。 一　（略） 二　法第二十四条（法第二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により登録すること。 三　法第二十五条（法第二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により登録を拒否すること。 四　法第二十六条第三項の規定により都道府県知事に通知すること。 五・六　（略） 七　法第二十九条第一項の規定による届出を受理すること。 八　（略） 九　法第三十一条第一項の規定により公衆の閲覧に供し、及び同条第二項の規定により都道府県知事に送付すること。 十～十八　（略） 2　（略）